平成３０年（フ）第１８６９号
東京都渋谷区笹塚３丁目15－３－206
債務者　平出　竜大
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９５号
東京都町田市鶴川５丁目１番地13の403
債務者　有馬　郁代
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１９６号
東京都町田市鶴川５丁目１番地13の403
債務者　有馬　　快
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１９７号
東京都町田市鶴川５丁目１番地13の403
債務者　有馬　　伶
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９３５０号
東京都江戸川区鹿骨４丁目27－７－102、前住所埼玉県川口市本蓮１丁目23－18－202
債務者　進藤美和子（旧姓根田・古井）
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月14日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７１号
東京都昭島市昭和町１丁目５番４号ハイネスあおき105号
債務者　鈴木　優弥
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６６号
静岡市駿河区高松２丁目９番７－301号
債務者　青木　祐里
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１５４９号
千葉県船橋市藤原２丁目18番13号
破産者　有限会社マルマス商会
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５５１号
千葉県八千代市緑が丘１丁目27番18号
破産者　増渕　和子
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５９０号
千葉県船橋市高根台３丁目２番176棟206号
破産者　田口　一郎
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６１２号
千葉県市川市相之川２丁目15番３－301号（アップルハウス）
破産者　山内　康史
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９３８号
千葉市稲毛区あやめ台２番１棟101号
破産者　渡邉　直子
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４６７号
千葉県市原市八幡海岸通19番地２　ネクサス市原寮329号
破産者　川口　　幹
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５０１号
千葉県八千代市米本2427番地21
破産者　株式会社雄愛エンジニアリング
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５０２号
千葉県八千代市米本2427番地21
破産者　鈴木　愛華
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５３０号
千葉県船橋市前原西１丁目31番１－1204号
破産者　野嵜　康博
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５４４号
千葉市若葉区桜木北１丁目４番３号　ダイアパレス桜木駅前201号
破産者　山口　純礼（旧姓福田）
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係